生駒市規則第14号

生駒市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を 定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額 を定める規則の一部を改正する規則

生駒市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年12月生駒市規則第36号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部中「105,130円」を「105,290円」に、「57,110円」を「57,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の部中「52,570円」を「52,650円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。